

箕 面 市 役 所 第 三 別 館

機 械 警 備 業 務 委 託 仕 様 書

仕様書【第三別館機械警備業務】

第三別館機械警備業務の内容は、本仕様書の定めるところによる。

１．委託業務の範囲について

受託者が履行すべき第三別館の警備委託業務は、次のとおりとする。

（１）実施場所

箕面市稲一丁目１４番５号

箕面市役所第三別館

地上４階、地下１階 2, 382㎡

（２）警備時間

概ね次のとおりとする。

開庁日：午後５時１５分から翌日午前９時００分

閉庁日：午前９時００分から翌日午前９時００分

（３）警備内容

機械による遠隔無人警備、異常発生時の有人巡回警備及び契約者への緊急通報業務。

２．損害賠償等について

受託者が機械警備中に明らかに受託者の責に帰すべき理由により委託者に損害を与えた場合の損害賠償等については、次のとおりとする。

（１）身体上の損害について

被害者１名につき最高１億円とする。

（ただし、一事故について最高１０億円とする）

（２）財物上の損害について

一事故について、最高１０億円とする。

（３）請求期限等について

受託者は、委託者が報告書等によりその事実を知った日から７日以内に書面をもって請求がなされた場合に限り、損害賠償の責を負うこととする。

以上